

指定医療機関の場合

【療養の給付請求書（様式第5号（い））及び【療養費請求書（様式第5号（う））に所定事項を記載し、病院等へすみやかに提出して下さい。

療養の給付請求書については、一度の提出でよく、次回の受診から提出する必要はありません。療養費請求書は受診月毎の請求になりますので、指定医療機関に受診月毎に1枚ずつ提出するか、あるいは指定医療機関に様式をコピーして使用するようお伝えください。

以後、療養の給付請求書及び療養費請求書によって、指定医療機関から基金支部に対して診療費等の請求がなされ、基金支部から直接指定医療機関へ支払いが行われます。

指定医療機関への支払いの際は、任命権者を經由し被災職員へ通知します。

